

別記

補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

区長は、この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 承認事項

補助設置者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、(1) 及び (2) に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告等

補助設置者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 状況報告

区長は、補助事業の円滑かつ適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関し補助設置者に対し報告を求めることができる。

5 補助事業の遂行命令

区長は、3 及び 4 による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助設置者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

この命令に違反したときは、区長は、補助設置者に対し補助事業の一時停止を命じることができる。

6 実績報告

この要綱に定める補助事業を実施した補助設置者は、事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、区長が別に定める期日までに大田区保育士等キャリアアップ補助金実績報告書（別記第6号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

7 補助金の額の確定

区長は、6による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大田区保育士等キャリアアップ補助金交付額確定通知書（別記第7号様式）により通知する。

8 是正のための措置

- (1) 区長は、7による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助設置者に対し、補助事業につき、これに適合させるための措置を取るべきことを命じることがある。
- (2) 6による実績報告は、(1)の命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

9 決定の取消し

- (1) 区長は、補助設置者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の目的に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、7により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

10 補助金の返還

- (1) 区長は、1又は9により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助設置者に対しその返還を命じるものとする。
- (2) (1)の規定は、7により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

11 違約加算金及び延滞金

(1) 違約加算金

補助設置者は、9により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 延滞金

補助設置者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付し

なかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年
10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
（3）年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

12 他の補助金等の一時停止等

補助設置者が補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

13 書類の整備保管

補助設置者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかなければならない。